

内部監査の実施状況について(令和2年度)

富山労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
富山労働局各部・室 富山労働基準監督署 他3署 富山公共職業安定所 他6所(出張所1所を 含む)	令和2年9月17日 ~ 令和2年10月29日	①総務・人事に関する事項 ②会計経理事務に関する 事項 ③管理事務に関する事項	①総務・人事関係に関する事項 ・職務専念義務の免除措置の承認に係る特別休暇簿の記載、勤務時間が変更されている職員の休暇簿の記載において、担当者の理解・注意不足による誤りがあった(1署、3所)。 ・出勤簿の表示内容の漏れや誤りが見られた(1部、1署、1所)。 ・超過勤務手当について、超過勤務伺・実績の計上漏れによる不支給が認められ、調査のうえ追給処理を行った(1所)。 ・超過勤務命令権者不在時に超過勤務命令が発令されていた(1所)。 ・旅費の未払(追給処理)や旅行命令簿の発令年月日の誤りがあった(2署、1所)。 ②会計経理事務に関する事項 ・郵券等の指定された物品について、分任物品管理官による毎月の照合点検が行われていなかった(1署)。 ③管理事務に関する事項 ・不当要求防止責任者、防火管理者の選任の届出が行われていなかった(1署、1所)。	「総務・会計関係書類の作成ガイド」や「会計・管理事務の不適正事故防止のための管理者点検マニュアル」等の活用により基本的事務処理の徹底を図り、より一層の事務処理体制の充実と相互けん制体制の確立に努めるよう指示した。